

令和6年 第6回農業委員会総会議事録

とき 令和6年6月17日（月）
ところ 東大阪市役所 22階 会議室1・2

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- 日程第1 報告第23号
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件
- 日程第2 報告第24号
農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件
- 日程第3 報告第25号
農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件
- 日程第4 議案第9号
貸貸借台帳変更申出の件
- 日程第5 議案第10号
農地法第18条第6項による合意解約に係る通知の件
- 日程第6 議案第11号
農地法第3条による許可申請の件
- 日程第7 議案第12号
開発行為の許可申請に対する意見具申の件
- 日程第8 議案第13号
青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件

出席委員 17名 別紙のとおり
欠席委員 1名 別紙のとおり
事務局 2名 別紙のとおり

開会 午後2時00分

事務局 はい、すいません、それではお時間となりましたので令和6年第6回農業委員会総会の方
を開会させていただきたいと思えます。

会長 よろしくお願ひいたします。

会長 開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。本日令和6年第6回農業委員会総会を開催
いたしましたところ、何かとご多忙の中お越しいただきましてありがとうございます。
今年の梅雨はですね、まだ発表されていないですけど、短期集中型になる可能性がある
ということで梅雨入り直後から大雨になり、梅雨末期の豪雨にも警戒が必要だといふこ
とでございます。農作物にいろいろ影響すると思えますが、よろしくお願ひします。
それではこれより総会を開催いたします。
東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして私が議長を務めさせていた

だきます。
失礼ですが着席させていただきます。
本日の総会出席委員は17名ですので総会は成立しております。
本日の議事録署名でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか？

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、1番 宮崎行俊委員と17番 小林茂一委員の両委員を指名いたします。
それでは審議に入ります。

日程第1 報告第23号生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい、議長。

日程第1、報告第23号生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。番号1、買い取り申し出をする者、住所、氏名、〇〇〇〇、買い取り申し出事由の生じたもの 住所氏名〇〇〇〇、買い取り申し出事由が生じた日 令和6年5月13日、申し出事由 故障、物件の表示〇〇〇〇、地目田、面積〇〇平方メートル、添付書類としまして土地の謄本、診断書の写し、付近の見取り図が提出されております。令和6年5月27日証明、以上です。

議長 はい。1番の専決事項について異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第1、報告第23号生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

次に日程第2、報告第24号農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 議長。

日程第2、報告第24号農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件。番号1、届け出人住所、氏名、〇〇、〇〇、所在地、〇〇、地目、田、面積〇〇平方メートル。転用目的は店舗、用途地域は商業地域でございます。共有者として〇〇さんが明記されております。他6件でございます。

議長 この1番から7番の専決事項について異議ありませんでしょうか？

(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第2、報告第24号農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を了承することに決めます。

次に、日程第3、報告第25号農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 議長。

日程第3、報告第25号農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件で、番号1 譲受人住所氏名、〇〇、〇〇、譲り渡人住所氏名、〇〇、〇〇、所在地〇〇、地目田、面積〇〇平方メートル、
他一筆、転用目的 居宅、用途地域は第一種中高層住居専用地域、備考といたしまして譲受人共有者が〇〇、譲渡人共有者が〇〇、遺言執行者〇〇、他1件でございます。

議長 はい。この1番から2番の専決事項について、異議はありませんでしょうか？

(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第3 報告第25 号農地法第5 条第1 項第6 号による届け出専事項報告の件は了承することに決めます。

次、日程第4 議案第9 号賃貸借台帳変更申し出の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局

議長。

日程第4、報告第9 号賃貸借台帳変更申し出の件。番号1 賃貸人住所 変更前 ○○、賃貸人氏名 ○○、変更後が○○、○○、賃借人住所○○賃借人氏名○○、変更後が○○、○○、所在が○○、地目が田、面積○○平方メートル、備考といたしまして賃貸人側は、相続登記が済んでおり、土地全部事項証明書が提出されております。賃借人側は遺産分割協議書、印鑑登録証明書、戸籍謄本が添付されているものでございます。以上です。

議長

はい。続きましてこの件について事務局の説明を求めます

事務局

はい、議長。賃貸借台帳変更申し出の件についてご説明をさせていただきます。本件は当委員会備え付けの賃貸借台帳、旧小作台帳のことでございますが、記載の賃貸人および賃借人の相続により記載変更する旨の申し出があったものでございます。賃貸人であった○○さんは令和4 年7 月の3 日にお亡くなりになり、○○さんが当該地の所有権を全部相続されております。こちらは土地の全部事項証明書にて確認しております。一方、賃借人であった○○さんは平成21 年5 月30 日にお亡くなりになられ、令和6 年5 月の5 日付の遺産分割協議書で○○さんがその賃借権、旧小作権でございますが相続する旨が証明されています。以上のことから賃貸人○○さんと、賃借人○○さんの申請により小作台帳の記載変更を行うものでございます。以上です。

議長

はい。この件について審議願います。ご意見ございませんでしょうか？

(なしの声)

議長

意見ないものと認め、日程第4 議案第9 号賃貸借台帳変更申し出の件は承認することに決めます。

次、日程第5 議案第10 号農地法第18 条第6 項による合意解約に係る通知の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局

議長。日程第5 議案第10 号農地法第18 条第6 項による合意解約に係る通知の件。番号1 賃貸人住所、○○、賃貸人氏名○○、賃借人住所、○○、賃借人氏名○○、所在○○、地目、田、面積○○平方メートル、解約の事由は農地法第18 条第1 項第2 号によるものでございます。以上です。

議長

続きまして事務局より説明を求めます。

事務局

はい、議長。農地法第18 条第6 項による合意解約に係る通知の件についてご説明をさせていただきます。

農地の賃貸借の解約につきましては原則、農地法第18 条により都道府県知事の許可を受けなければ解約できないものでございますが、同条第1 項第2 号のただし書きにて、「合意による解約がその解約によって農地を引き渡すこととなる期限前6 ヶ月以内に成立した合意で、かつその旨が書面において明らかであるものについて行われる場合はこの限りではない。」とされており。さらに同条第6 項にて、「第1 項ただし書きの規定により許可を要しないで行われた場合は、農林水産省令で定めるところにより30 日以内に

農業委員会にその旨を通知しなければならない。」と定められておるものでございます。具体的に説明をさせていただきます。

賃借人である〇〇さんと賃貸人である〇〇さんにて、解約が成立したものでございます。離作補償として金 1500 万円を給付する旨書面にて合意されております。農地の引き渡しが令和 6 年 10 月の 30 日、合意解約の成立が令和 6 年 5 月の 15 日で農地引き渡し期限の 6 ヶ月以内前まで合意解約が成立しており、農地法第 18 条第 6 項により農業委員会へ通知をするものでございます。なお当該通知書につきましては農地法施行規則第 68 条第 1 項各号による記載事項第 2 項に規定されている当事者の連署による通知であること、第 3 項各号に規定されている必要書類が添付されておるものでございます。以上です。

議長 この件について審議願います。意見ありませんでしょうか？

(なしの声)

議長 意見ないものと認め、日程第 5、議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項による合意解約に係る通知の件は承認することに決めます。

次、日程第 6 議案第 11 号農地法第 3 条による許可申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 議長。日程第 6 議案第 11 号農地法第 3 条による許可申請の件。番号 1、譲受人住所氏名、〇〇、〇〇、譲渡人住所氏名、〇〇、〇〇、所在地、〇〇、地目が畑、面積〇〇平方メートル、申請事由が農業経営の拡大、譲受人の耕作面積は〇〇平方メートル、他 1 件でございます。

議長 はい。続きまして、事務局より説明願います。

事務局 議長。農地法第 3 条による許可について説明をさせていただきます。

本件は農業経営の拡大を目的とした農地売買による所有権移転でございます。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。農地の所有権移転につきましては農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号にその要件が定められており、いずれかに該当すれば許可できないものでございます。順にご説明をさせていただきます。

第 1 号は、譲受人が取得した農地を含めて、所有農地の全てを効率的に利用して耕作を行う必要があるということを定めております。譲受人世帯は当該申請地の周辺に農地を〇〇平方メートル所有し、耕作されております。取得した農地につきましては畑として利用されるということでございます。第 2 号は、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定であり、本件とは関係ございません。第 3 号は、信託の引き受けに関する規定されておるもので本件と関係はございません。第 4 号は、譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には許可ができないという内容でございます。譲受人は年間 150 日、同居世帯人も年間 150 日以上従事しているため、これに該当するものではございません。続きまして第 5 号は、取得される農地を転賃、いわゆる又貸しされたり、質入れされたりする場合が規定されておるもので、本件は該当するものではございません。続きまして第 6 号は取得した農地が作業の効率化、総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められる場合に該当するものでございますが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があることから、該当するものではございません。1 番に関しては以上でございます。

続きまして番号 2 についてご説明をさせていただきます。こちらの方も農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号にその要件が定められておるもので、いずれかに該当すれば許可で

きないものがございます。第1号は、譲受人が取得した農地進め所有農地の全てを効率的に利用して耕作を行う必要があるということをお定めておるもので、譲受人世帯は現在〇〇とその他に農地を〇〇平方メートル所有されており、適切に耕作されておることを確認しております。取得農地につきましては畑として耕作する旨意思表示をされておるものがございます。続きまして第2号は、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合に関する規定であり、本件とは関係ございません。第3号につきましては、信託の引き受けに関する規定されておるものですので、本件とは関係ございません。続きまして第4号は、譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には許可できないという内容で、譲受人は年間150日、同居世帯人につきましても年間150日以上従事されておられるため、こちらに該当するものではございません。続きまして第5号は、取得される農地を転貸、又貸し、質入れする場合が規定されておられておりますので、こちらの方も該当はいたしません。続きまして第6号は取得した農地が農作業の効率化、総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められる場合に該当するというものですが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があることから、該当するものではございません。以上です。

議長 はい。この件について審議願います。意見ありませんでしょうか？
(なしの声)

議長 意見ないものと認め、日程第6議案第11号農地法第3条による許可申請の件は許可することに決めます。

次に、日程第7議案第12号 開発行為の許可申請に対する意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 議長。日程第7議案第12号 開発行為の許可申請に対する意見具申の件。番号1 申請者〇〇、〇〇、所在地〇〇、地目、田、面積〇〇平方メートル、他一筆、申請目的は共同住宅、用途地域は準工業地、以上でございます。

議長 はい。これについて事務局説明願います。

事務局 議長。開発行為の許可申請に対する意見具申の件についてご説明をさせていただきます。申請場所は〇〇から西へ約〇〇mのところにある土地で、用途地域は準工業地域でございます。本件は、地上3階建ての共同住宅を3棟建設するものでございます。申請地の登記地目は田ですが、現況は既に宅地となっており過去に農地の転用申請履歴はございません。周囲に農地は無く、当該開発に関わる影響はない旨、航空写真等にて確認をさせていただきます。説明は以上です。

議長 この件についてご審議願います。ご意見ありませんでしょうか？
(なしの声)

議長 ありがとうございます。
意見ないものと認め、日程第7議案第12号開発行為の許可申請に対する意見具申の件について、意見なしのことを関係部局に回答します。

日程第8議案第13号 青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 議長。日程第8議案第13号、青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件。番号1、申請者、〇〇、〇〇、所在地 〇〇、地目、田、面積〇〇平方メートル、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規程に基づく認定申請でございます。

議長
事務局

はい。続きまして説明をお願いします。

はい議長。青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件についてご説明をさせていただきます。お手元に配付をさせていただいております青年等就農計画認定申請書の中身について、精査をさせていただいた内容についてご説明をさせていただきます。この制度は次代を担う青年等を本市農業の担い手として確保・育成するため、新たな農業経営に取り組みようとする青年等が作成する「青年等就農計画」を市が審査認定する制度です。認定を受けた方、認定新規就農者に対しては重点的な支援措置が講じられるものでございます。認定の手続きにつきましては、農業経営基盤強化促進法第14条の4第2項に規定されており、申請者は東大阪市に、農業経営の開始時における農業経営の状況、農業経営の開始から相当の期間を経過したときにおける農業経営に関する目標、前述の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他の措置に関する事項、その他を記載した「青年就農計画」を提出することとなっております。本市の場合は「東大阪市農業経営改善計画・青年等就農計画認定要綱」に定めている農政課が、農業経営基盤強化促進基本構想に即した計画となっているかを判断し認定することとなりますが、要綱第5条にてその申請内容につき、農業委員会に意見を求めることが規定されておるものでございます。要綱第3条第2項にてその認定基準が具体的に5つ示されておりますので、順に確認をさせていただきます。

まず1つ目、経営規模や所得、労働時間等自らの経営の現状を点検し、経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様等の改善など、経営改善目標とその達成に向けた取り組みが具体化された計画であることというところでございますが、申請者は現状につきまして、定植から出荷までの工程において作業が今追いつかず、ロス品が増加している、資材の保管場や出荷準備の作業場がなく、効率が悪いことから5割ほど栽培規模が縮小していることを挙げておられ、その改善目標として、人材の雇用および作業スペースの確保を計画することで、作業効率の向上、収益倍増を図ることを計画されておるものでございます。

続きまして2つ目、市が定めた「基本構想」の目標とする労働時間、主たる従事者1人当たり1,600時間程度でございますがこれ、および農業所得、主たる従事者1人当たり220万円以上でございます、この農業所得に達すると判断される計画であること。市が定めた「基本構想」の目標とする1,600時間という基準でございますが計画では2,000時間を計画されておられます。農業所得1人当たり220万円以上の基準でございますが、こちらにつきましては3年後に年間250万円の農業所得を目標とされておられるところでございます。

続きまして3つ目、規定の営農類型以外の営農類型についての認定申請があった場合には、規定の類似する営農類型に係る目標経営規模等を考慮して認定するものとするという項目でございますが、当該申請は基本構想に定める営農類型であるため、該当するものではございません。

続きまして4番目、計画の申請年度において基本構想の目標とする所得が達成している農業者に関する計画については、その内容がより以上の所得目標を掲げているもの、もしくは労働生産性の改善を図ろうとするものであることというところでございますが、計画の申請年度におきまして設備投資をされておられるため、基本構想の目標とする所得を達成しているものではございませんので、こちらの方は該当するものではございません。

続きまして、5つ目、計画の申請により申請者の計画目標の達成が確実に見込まれるも

のであり、経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業経営が期待できるものであることという項目でございますが、施設栽培にて安定的な生産、出荷を確立し、経営の安定化を図ること、高糖度で味がよくフルーツ感覚で食べることができる高付加価値なミニトマトを生産し、リピーターの獲得、商品の拡大を図ることで、経営規模の拡大や生産方式の合理化を計画されておられます。説明は以上です。

議長 はい。この件について審議願います。ご意見ございませんでしょうか？

西田委員 いや、これ新しい制度ですね、これね。以前からありましたか。

議長 これは以前から。

西田委員 これやることによって何かわからないですが、メリットがありますか。

議長 いろいろあります。

西田委員 これがさっき説明を聞いたかわからないですけど。

事務局 青年等就農計画に関するご質問ですけれども、こちらの重点的な支援措置ということで先ほどの説明させていただきましたけれども、具体的にどのような支援が受けられるのかというところにつきましては、本市農政課の制度ということになっておりますので確認をさせていただいた上で、ご回答させていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長 はい、どうぞ。よろしいですか。他にございませんでしょうか？

(なしの声)

意見ないものと認め、日程第8議案第13号、青年等就農計画認定申請に係る意見具申の件は意見無しのことを関係部局に伝えておきます。

はい。以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

閉会 午後2時38分

以上の事実と相違ない事を証するため、署名捺印する。

会長

大西 博

委員

宮崎 行俊

委員

小林 茂一

令和6年 第6回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	◎	10	石橋 亮平	○
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	○
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	○
4	大東 雄太	×	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	○	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	◎
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

- 出席
× 欠席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥 田 陽 子

事務局次長 横 関 真 人